

# 令和7年度 第2回（第55回）魚沼市地域公共交通協議会

## 次 第

日 時：令和7年9月16日（火） 10：00

会 場：魚沼市役所本庁舎3階 303会議室

### 1 開 会

### 2 開会あいさつ

### 3 議 題

（報告事項）

(1) のるーと魚沼の実証運行実績について . . . . .資料1

（協議事項）

(1) 第2次魚沼市地域公共交通計画（アンケート、施策イメージ等）について  
. . . . .資料2

(2) 地域公共交通計画「別紙」（地域間幹線系統）の変更（案）について . . .資料3

### 4 その他

### 5 閉 会

## 令和7年度 魚沼市地域公共交通協議会委員名簿

(敬称略)

令和7年9月10日現在

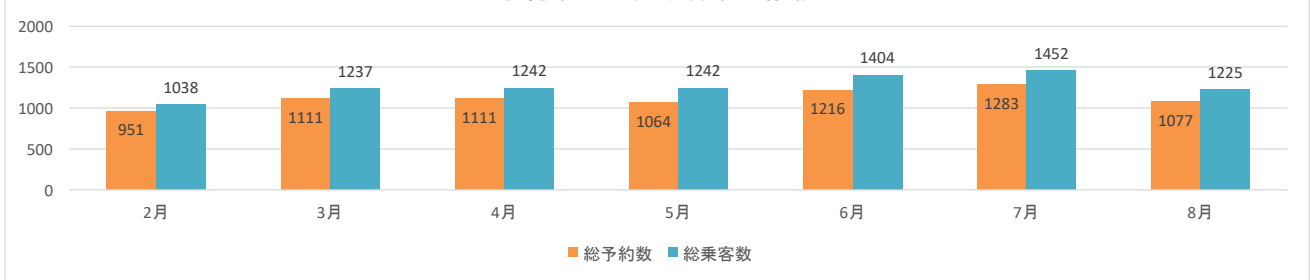
No.	区分	所属等		氏名	備考
1	法第6条第2項第1号の委員（地方公共団体）	魚沼市	市長	内田 幹夫	会長
2	法第6条第2項第2号の委員（公共交通事業者、道路管理者等）	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社長岡統括センター	浦佐駅長	中島 宏明	兼湯沢駅長
3		南越後観光バス株式会社	乗合営業部 部長代理	武藤 文昭	
4		魚沼市タクシー協会	会長	小島 由紀子	
5		ひかり交通株式会社	代表取締役	佐藤 貴宗	
6		入広瀬コミュニティ協議会	会長	浅井 宏一	
7		国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所計画課	課長	小出 央人	(新任)
8		新潟県魚沼地域振興局地域整備部 計画調整担当	計画専門員 (総括)	坂井 浩	
9		魚沼市産業経済部建設課	課長	星 和久	監査員
10		法第6条第2項第3号の委員（公安委員会）	新潟県小出警察署	署長	村上 知光
11	法第6条第2項第4号の委員（地域公共交通の利用者、学識経験者、地方公共団体が必要と認める者）	根小屋連合自治会	会長	上村 勤	監査員
12		小出干溝区連合自治会	会長	大平 祐介	
13		湯之谷地区自治会長連絡協議会	会長	星 良浩	(新任)
14		広神連合自治会	会長	山之内 隆	
15		守門地区区長会	会長	榎本 珠喜	(新任)
16		入広瀬地域区長会	会長	浅井 重吉	
17		長岡工業高等専門学校	名誉教授	宮腰 和弘	副会長
18		国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 交通企画課	課長	大村 進太郎	R7.7.1～
19		国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	首席運輸企画 専門官	嶋 毅彦	(新任)
20		新潟県魚沼地域振興局地域振興グループ	地域振興 専門員	柳田 正和	
21		新潟県立小出高等学校	校長	高松 利治	(新任)
22		魚沼市老人クラブ連合会	副会長	佐藤 彰	
23		魚沼市自立支援協議会	会長	井口 正博	
24		一般社団法人日本労働組合総連合会 新潟県連合会中越地域協議会	議長	矢島 良彦	
25		魚沼市市民福祉部介護福祉課	課長	茂野 孝	
事務局		魚沼市 市民福祉部 生活環境課			

利用実績

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
運行日数	18日	20日	21日	20日	21日	22日	20日
会員登録者数	588人	770人	838人	892人	948人	998人	1,050人
実利用者数	229人	250人	219人	214人	239人	243人	240人
電話での予約率	72%	77%	78%	74%	67%	71%	68%
アプリ等での予約率	28%	23%	22%	26%	33%	29%	32%
キャンセル率	17%	10%	8%	8%	9%	10%	10%
1時間(運行時間中)の平均乗客数	2.6人	3.0人	2.8人	2.8人	3.4人	3.2人	2.9人
平均乗車時間	11.1分	8.2分	7.9分	7.7分	7.6分	7.5分	7.7分
平均移動距離	3.7km	3.1km	3.2km	3.0km	3.0km	3.0km	3.0km
1予約当たりの平均乗客数	1.1人	1.1人	1.1人	1.2人	1.2人	1.1人	1.1人
総予約数	951件	1,111件	1,111件	1,064件	1,216件	1,283件	1,077件
総乗客数	1,038人	1,237人	1,242人	1,242人	1,404人	1,452人	1,225人

※テストデータ等を含む

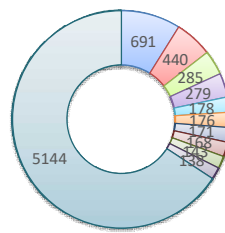
予約数及び総乗客数の推移



指定乗車場所予約数累計(TOP10)

原信小出東店(指定停留所)	691
小出病院(指定停留所)	440
サカキヤ前(指定停留所)	285
小出駅(指定停留所)	279
自動車学校前バス停(小出駅前方面ゆき)	178
小出病院前バス停(小出駅前方面ゆき)	176
やまなみ(玄関前)	171
ウオロク魚沼店(指定停留所)	168
ピアレマート小出店(宝くじ売り場前)	143
清流苑(玄関前)	138

指定乗車場所予約数累計

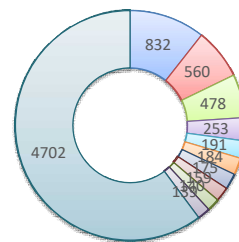


- 原信小出東店(指定停留所)
- 小出病院(指定停留所)
- サカキヤ前(指定停留所)
- 小出駅(指定停留所)
- 自動車学校前バス停(小出駅前方面ゆき)
- 小出病院前バス停(小出駅前方面ゆき)
- やまなみ(玄関前)
- ウオロク魚沼店(指定停留所)
- ピアレマート小出店(宝くじ売り場前)
- 清流苑(玄関前)
- その他

指定降車場所予約数累計(TOP10)

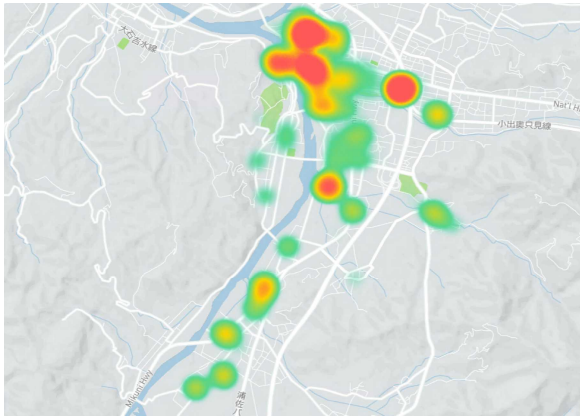
原信小出東店(指定停留所)	832
小出病院(指定停留所)	560
小出駅(指定停留所)	478
ウオロク魚沼店(指定停留所)	253
魚沼市役所(指定停留所)	191
やまなみ(玄関前)	184
北部公民館(階段上り口)	175
サカキヤ前(指定停留所)	159
ピアレマート小出店(宝くじ売り場前)	140
新潟骨とスポーツのクリニック(薬局出入口前)	139
やいろの里	

指定降車場所予約数累計

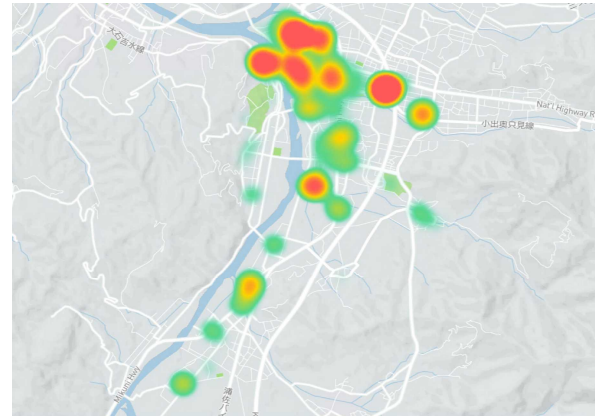


- 原信小出東店(指定停留所)
- 小出病院(指定停留所)
- 小出駅(指定停留所)
- ウオロク魚沼店(指定停留所)
- 魚沼市役所(指定停留所)
- やまなみ(玄関前)
- 北部公民館(階段上り口)
- サカキヤ前(指定停留所)
- ピアレマート小出店(宝くじ売り場前)
- 新潟骨とスポーツのクリニック(薬局出入口前)
- その他

<乗車場所ヒートマップ>



<降車場所ヒートマップ>



のーと魚沼運行開始後の対応事項について

大項目	課題・狙い	対応内容	完了時期
MP	ご利用者様に乗降場所をわかりやすさ向上	表示用MPの一部MPの名称(玄関前など場所を追加)と位置修正	2025年2月
道路設定	虫野付近にて国道17号線から一時的に横道を通る経路表示	道路設定の変更	2025年2月
道路設定	虫野の交差点を南下中に県道232号線に入るナビ案内がされない	道路設定の変更	2025年2月
ランドマーク検索	県営沢田住宅のGoogleの位置情報と住所表記が誤っている	正しい情報をGoogleに申請・反映頂き、Spareシステム検索に反映	2025年3月
LINE	LINE利用者への利便性向上	LINEミニアプリにおける「再検索機能(簡単に希望時間帯の変更が可能になる機能)」、「お知らせ機能(利用者全体周知力の向上)」のリリース	2025年4月
MP	MP名称をわかりやすさ向上	旧小出庁舎等、名称変更	2025年4月
LINE	運賃区分の設定変更の手間減少	LINEにおける運賃区分のデフォルト設定	2025年4月
利用者通知	個別の利用者への通知方法改善	SMS、Push通知等にて個別の利用者に発信する機能追加	2025年8月
ドライバーアプリ	利用者の希望乗降場所の明示・ナビ案内精度向上	Googleマップベースのドライバーアプリの開発	2025年9月
MP	よく使う場所の利用しやすさの向上	MPの追加5箇所 MPの位置修正、名称変更も同時実施	2025年9月予定
サービスエリア	適切なエリア設定	予約可能なサービスエリアの変更	2025年9月予定

■協議会と計画策定スケジュール

- 協議会の予定と魚沼市地域公共交通計画の章構成（案）を以下に示す。
- 今回の協議会では、昨年度事業での現況整理、アンケート調査結果、課題整理、課題解決に向けた施策のイメージについて報告する。
- 早めに施策を協議会の委員のみなさまに提示し、今回の協議会で広く意見を頂きつつ、今後の協議会においてそのフィードバックをお示しするため、施策のイメージを先行して作成した。

表 章構成（案）及び策定スケジュール

章構成（案）	R7年度				
	協議会① R7/6/26	協議会② R7/9/16	協議会③ R7/10頃	協議会④ R7/12月頃	協議会⑤ R8/2月頃
<b>第1章 はじめに</b> …計画策定の背景と目的、位置付け、計画区域、計画期間			●		パブ コメ結果等を含めた 修正案について協議
<b>第2章 地域および公共交通の現状</b> …社会状況、公共交通の現状（アンケート結果等（R7.8実施）からニーズを把握）		○ R6事業活用 アンケート 結果	●		
<b>第3章 公共交通の課題</b> …第1章、第2章を踏まえた課題整理		○	●		
<b>第4章 基本的な方針</b> …目指すべき将来像、各交通手段の役割、取組の方向性を明確化			●		
<b>第5章 計画の目標</b> …目標、数値指標の設定			○	●	
<b>第6章 目標達成のための施策・事業</b> …具体的な施策・事業を体系的に整理		○ 施策イメージ	○ 引き続き協議	●	
<b>第7章 計画の達成状況の評価</b> …計画の評価・見直しのスケジュール、方法、体制の整理			○	●	

全章揃えた計画素案として提示  
その後、R8/1月頃パブリックコメン

R7年度中  
に成案

○：協議会での意見出し・協議用に作成

●：計画に示す内容として作成

# 魚沼市地域公共交通計画 課題を踏まえた施策イメージ（案）

## 1. 市内公共交通の現状（前回協議会資料の一部再掲）

### 1.1 地域公共全体に共通する現状

○公共交通に係る行政負担額は年々増加傾向にあり、特に路線バスへの補助金額が増加している。

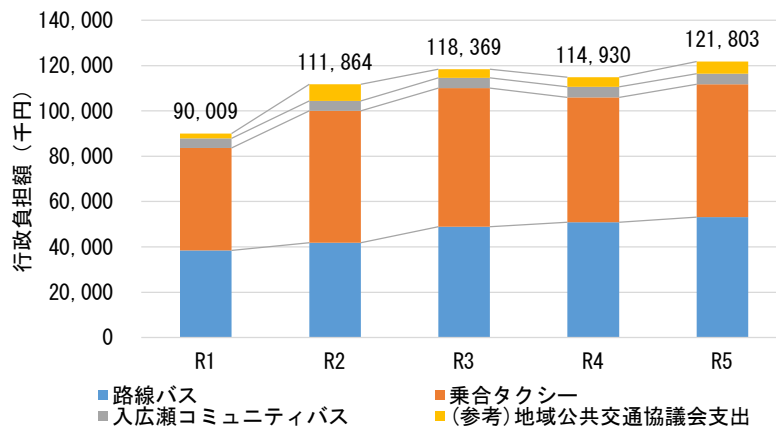


図 行政負担額の推移

※集計はバス年度（前年10月～当該年9月まで）

○一方で、路線バスの利用者数がコロナ禍の令和元年度以降に大幅に減少しており、利用者は回復せず、令和4年～R5年の各路線の減便の影響で令和5年度はさらに利用者数が減少している。

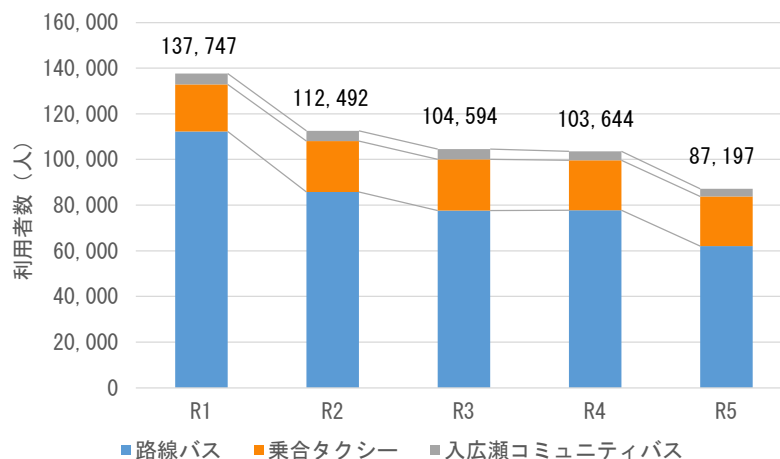


図 公共交通利用者数の推移

- バスのドライバーは減少傾向にあり、今後路線の縮小が進む可能性がある。
- タクシードライバーはR5年度時点では減少していないが、労働条件等により新規採用が見込めず将来的な減少が想定される。

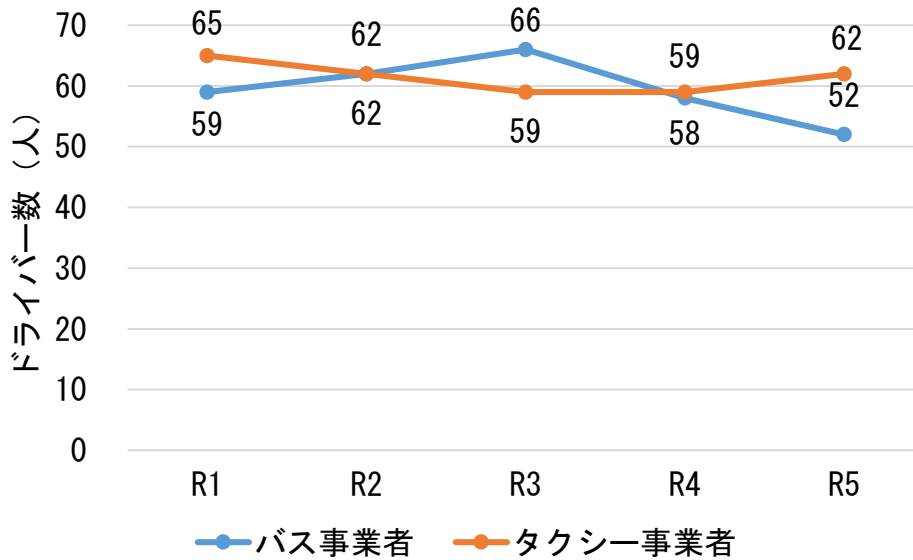


図 市内交通事業者のドライバー数の推移

## 1.2 市内路線バスの現状

- 市民団体等ヒアリング調査から、小出病院へのバスの乗り入れや、待合環境の整備をして、バス待ちの間に雨や雪等をしのげるようにすることが求められていることが分かった。
- 市域を跨ぐ系統（地域間幹線系統）について、運行事業者からは利用者の実態に合わせて路線の系統分割を検討することが将来的に必要と言われている。一方で、魚沼市外への利用者が一定の利用がある系統も存在していることから慎重に再編を検討する必要がある。

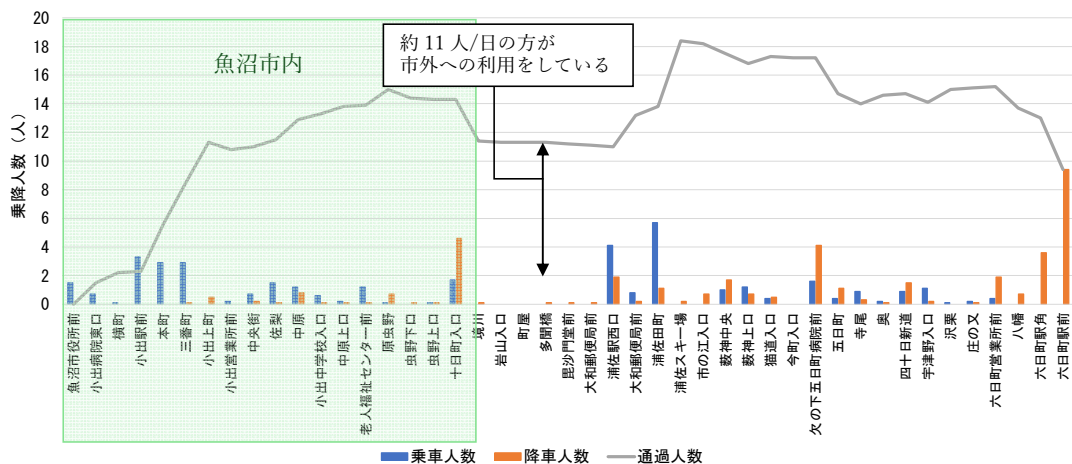


図 六日町駅前～新国道・小出駅～魚沼市役所前線（魚沼市役所前→六日町駅前）の停留所別乗降者数(R5)

### 1.3 市内乗合タクシーの現状

- 小出エリア以外は利用者一人あたり行政負担額が高額になっており、各エリア、各タクシー会社が運行している状況で需要をまとめることができず非効率な運行となっている。
- 一方で、廃止代替バス路線として運行依頼している路線バスが走っており、乗合タクシーとはルートが重複していることから、現状のままでは乗合タクシーの組みなおしが困難である。

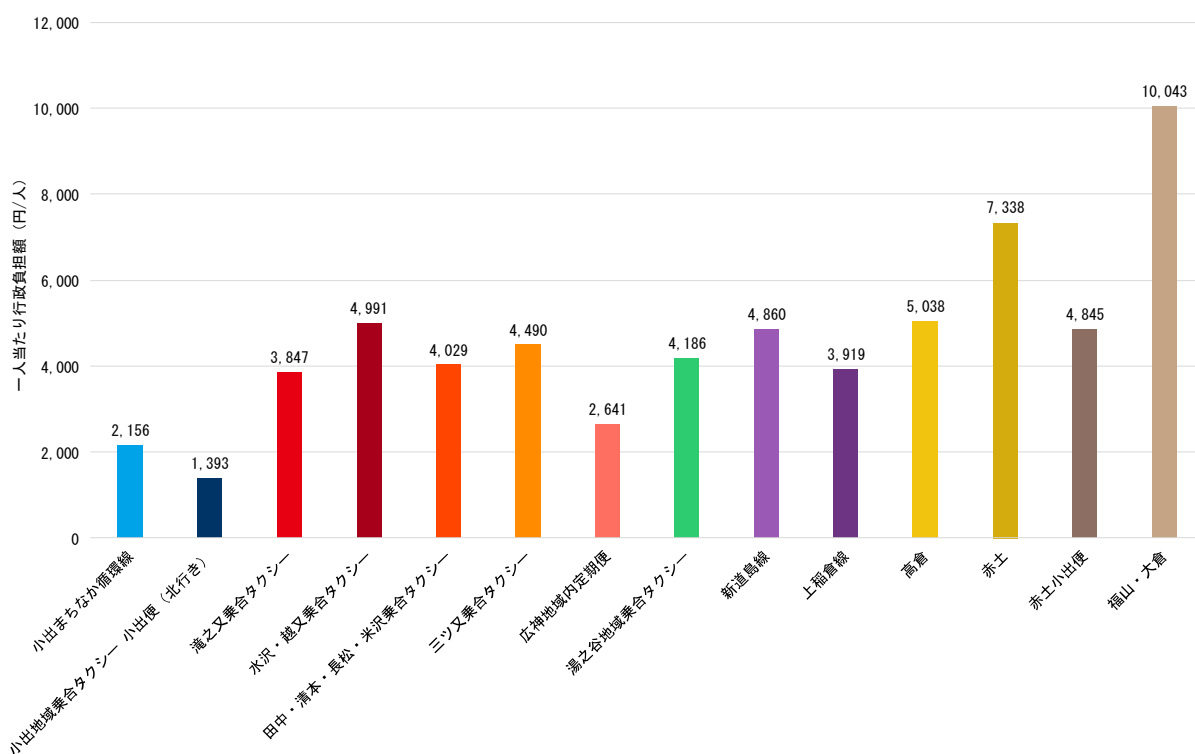


図 乗り合いタクシー路線別一人あたり行政負担額 (R5 年度)

- のるーと魚沼は利用者が増加傾向にある一方で、一人あたり行政負担額が高額であり、利用者数を増やしつつ、効率的な運行を検討する必要がある。
- 市民団体等ヒアリング調査より、利用者からシステムの改善や乗り場改善、ドライバーの接遇改善等が求められていることが分かった。

## 1.4 アンケート調査の実施概要

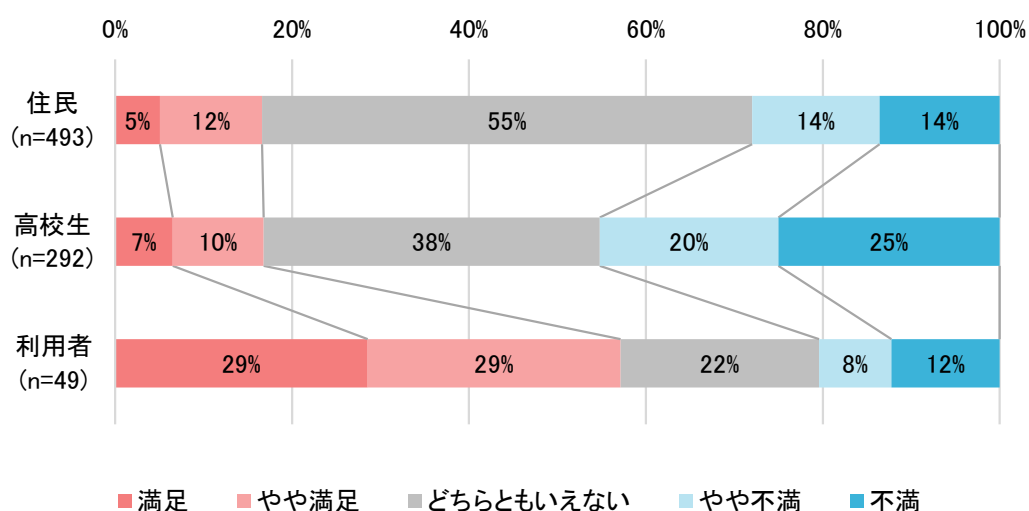
- 主な公共交通利用者と想定される住民（65歳以上）及び高校生、実際に乗合タクシー等を利用されている方の市内公共交通の満足度や改善要望等を把握するためアンケート調査を実施した。
- アンケート調査の配布対象や、配布方法、回収率等の概要を以下に示す。

項目	住民(65歳以上)アンケート	乗合タクシー、のりーと利用者アンケート	高校生アンケート
配布対象	65歳以上の市民	乗合タクシー等の利用者	市内の高校生
配布/ 回収方法	調査票及び Web アンケート用 QR コードを郵送配布 (1200部)	乗合タクシー及びのりーと魚沼ドライバーからの配布	調査票及び Web アンケート用 QR コードを郵送配布 (800部)
調査日	令和7年 8/8(金)~17(日)	令和7年 8/1(金)~17(日)	令和7年 8/8(金)~17(日)
回収数	619部(回収率:51.6%)	60部	294部(回収率:36.8%)

## 1.5 アンケート調査結果（抜粋）

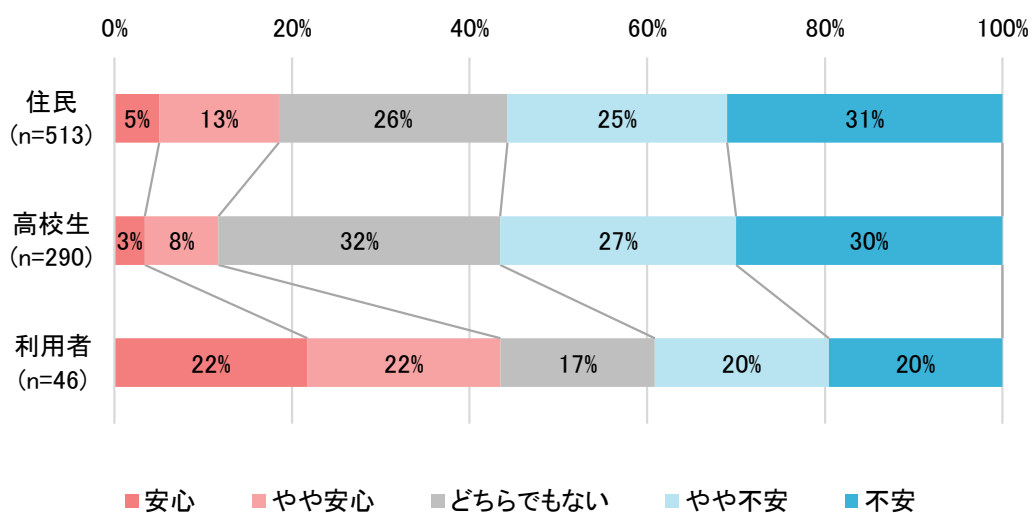
### (1) 魚沼市内の公共交通に対する満足度

- 住民・高校生ともに、「満足」「やや満足」の合計が、「やや不満」「不満」の合計よりも低い結果となった。また、特に高校生は「やや不満」「不満」と感じている人が45%と多い。
- 利用者は住民や、高校生と比べて「満足」「やや満足」と感じている人が多い結果となった。
- ⇒高校生や住民等の満足度を高めるため、改善要望等を踏まえて公共交通の改善を図る必要がある。



### (2) 今後魚沼市に住み続ける場合の将来の公共交通に対する安心度

- 住民および高校生は、「やや不安」「不安」の合計が、どちらも50%以上であり不安を感じている人が多い。
- 利用者においては「安心」「やや安心」の割合と、「やや不安」「不安」の割合がほぼ同程度である。
- ⇒高校生や住民等の将来の移動に対する不安感を低減させられるよう、改善要望等を踏まえて公共交通の改善を図る必要がある。



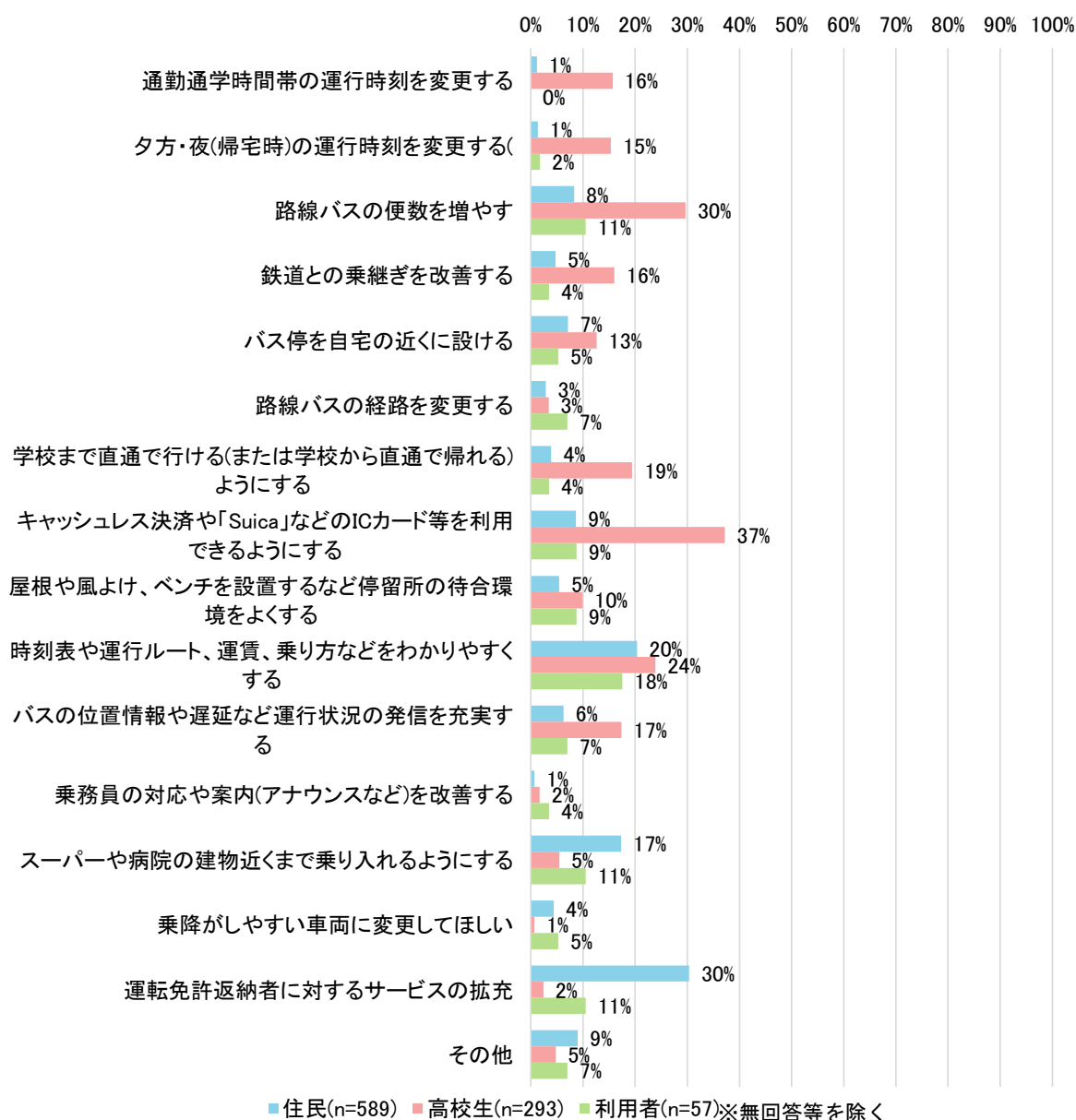
### (3) 路線バス（入広瀬コミバスも含む）に対する改善要望

○住民においては、「運転免許返納者に対するサービスの拡充」が30%と最も多く、次いで「時刻表やルート、運賃、乗り方などをわかりやすくする」が20%となった。

○高校生においては、「キャッシュレス決済やICカード等を利用できるようにする」が37%と最も多く、次いで「路線バスの便数を増やす」が30%となった。また、運行時刻の変更や学校までの直通化が求められている。

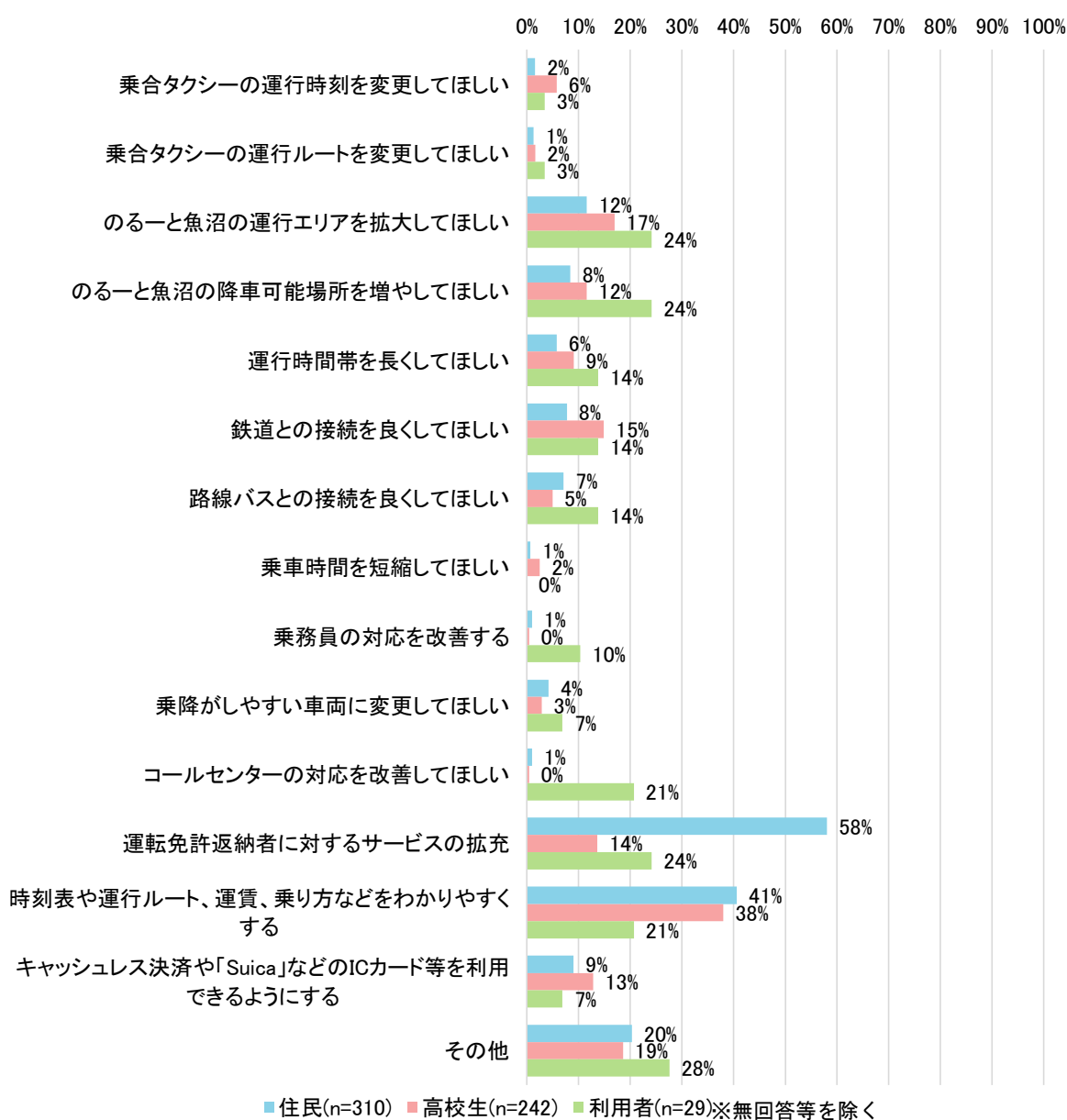
○利用者においては、「時刻表やルート、運賃、乗り方などをわかりやすくする」が18%と最も多くなった。

⇒全ての回答区分から路線バスの情報を分かりやすく提供するための改善が求められている。



#### (4) 各地域乗合タクシーおよびのりーと魚沼に対する改善要望

- 住民（65歳以上）においては、「運転免許返納者に対するサービスの拡充」が58%と最も多く、次いで「時刻表やルート、運賃、乗り方などをわかりやすくする」が41%となった。
- 高校生においては、「時刻表やルート、運賃、乗り方などをわかりやすくする」が38%と最も多い結果となった。
- 利用者においては、「のりーと魚沼の運行エリア、降車可能場所の拡大」「運転免許返納者に対するサービスの拡充」と回答する人が多く見られた。



## 1.6 公共交通の課題

分類	内容	課題
現況整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政負担額が年々増加しており、特に路線バスへの補助金が増加している</li> <li>○小出エリア以外では乗合タクシーの行政負担額が高く、非効率な運行</li> <li>○「のるーと魚沼」は利用者増加傾向だが、行政負担額が高い</li> </ul>	<b>① 公共交通の行政負担の軽減と効率化</b> 行政負担の軽減と、乗合タクシー・のるーとの効率的な運行が必要
アンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乗合タクシー利用者からは「のるーと魚沼」のエリア拡大が求められている。</li> </ul>	
現況整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小出以北地域は乗合タクシー同士の重複が発生しており、非効率な状態となっている</li> <li>○地域間幹線系統について、バス事業者は路線分割を希望するが、市外への利用者が多い路線も存在している</li> </ul>	<b>② 路線・系統の見直しと地域間交通の維持</b> 効率化と地域間幹線系統の維持の両立が必要
現況整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コロナ禍以降、路線バスの利用者数が減少し、減便の影響でさらに減少</li> <li>○小出病院や市役所へのバス停が遠く、悪天候時などに不便</li> </ul>	<b>③ 利用者の利便性向上と利用促進</b> 利用者数の維持・増加と、施設へのアクセス改善が必要
アンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民（65歳以上）と高校生は公共交通に対する満足度が低く、将来の移動に対しても不安を抱えている</li> <li>○高校生からはキャッシュレス決済の導入や路線バスの便数の増加やダイヤ変更が求められている</li> <li>○住民（65歳以上）からは、運転免許返納者に対するサービスの拡充が求められている</li> <li>○乗合タクシー利用者からは「のるーと魚沼」の乗降可能場所の増設が求められている</li> <li>○全ての区分から、公共交通の分かりやすい情報提供が求められている</li> </ul>	
現状整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バスドライバーが減少傾向で、将来的に路線縮小の可能性はある</li> <li>○タクシードライバーは現状減少していないが、労働条件等により新規採用が見込めず将来的な減少が予想される</li> </ul>	<b>④ ドライバーの確保と持続可能な運行体制の構築</b> 将来に向けた人材確保と運行体制維持が必要

## 2. 課題解決に向けた施策イメージ

---

### 2.1.1 市北部地域の路線バス及び乗合タクシーの検討

### 2.1.2 市内公共交通と地域の輸送資源の連携

○温泉施設等に公共交通でのアクセス方法をHP等に示すようお願いをする。

### 2.1.3 のるーと魚沼のエリア拡大検討

○現在は小出エリアのみでの運行となっているが、人口が比較的市内で多く、利用が見込まれる堀之内地域への拡大の可能性について検討する。



図 のるーと魚沼

出典：ネクスト・モビリティ株式会社

## 2.1.4 郊外部からの魚沼基幹病院アクセス改善の検討

## 2.1.5 地域間幹線系統の再編・維持の検討

## 2.1.6 こどもへのバス利用意識の醸成

- 魚沼農業協同組合と魚沼市が主催するイベント「JA 魚沼北魚沼地区大農業祭 ×食まちうおぬま」（例年10月開催）でのバス乗車体験等により、こどもへの路線バス利用促進と将来運転士になってもらえるような施策を今後も継続的に実施する。（継続）
- 当日の乗車体験を踏まえて、後日実際に路線バスに乗車してもらえるように、次回のバス乗車券の配布や抽選等の実施を検討する。

**土ホフェア会場**  
～ 乗って残そう公共交通 ～  
**バス無料乗車体験**  
路線バスに乗ったコトがない子どもたち集まれ〜！（親子で参加可です）

**バス展示**  
車内を見て触れてOK！  
運転席で撮影OK！

**乗車体験**  
路線バスに乗って！見て！体験できる！  
※小学生以下（保護者含む）

＜乗車体験コース＞  
1便 10:00発→魚沼市役所経由  
2便 11:00発→南越後観光バス小出営業所経由（洗濯機くぐり体験）  
3便 13:00発→魚沼市役所経由

・小出輝文化会館（土ホフェア会場）発着で、小出市南地区周辺30分程度運行  
・各回乗車時刻の30分前から乗車券を配付（各回先着30人限定）  
・発車前に「路線バス子ども乗り方教室」を開催します！

企画協力：南越後観光バス株式会社

主催：魚沼市  
お問い合わせ：市民福祉部 生活環境課 環境対策係  
025-792-9766

魚沼市エコマーク



図 バス無料乗車体験チラシ

図 無料体験乗車の様子  
出典：南越後観光バス(株)

### 2.1.7 交通事業者のドライバー確保に向けた補助制度の導入

○新規採用者の就業支度金を補助対象とする、ドライバー確保に対する補助金を導入しており、今後は移住施策等との連携を図り、実際に交通事業者のドライバー確保につながるように制度活用の促進を行う。

### 2.1.8 大型バスの運転体験機会を通じたドライバー希望者の創出

○普段運転する機会が無い大型バスの運転体験を通して、バスドライバーの志望者を増やすため、バスの運転体験を市職員駐車場等で実施することを検討する。



図 越後交通(株)主催バス運転体験会（後援：長岡市）

出典：長岡市

### 2.1.9 乗合タクシーの運賃改善

- 湯之谷乗合タクシーは運賃が安価であることから、観光客に多く利用されているが、行政負担額が大きくなっている。これを踏まえ、運賃を値上げすることにより行政負担額の縮小を図る。一方で、住民に対しては、運賃補助を行い、現在と同程度の運賃で利用できるようにする。
- その他の路線の乗合タクシーについても同様に運賃が安価であることから、行政負担が大きくなっている。これまでのタクシー料金の値上げや、並行する路線バスとの運賃差を鑑みて運賃値上げの検討を行う。

### 2.1.10 乗換拠点における待合環境整備

- 路線バス⇄のりーと魚沼等や乗合タクシー⇄路線バスの乗継時に快適に過ごせるように、待合場所として市役所や小出病院への乗り入れの可能性について、車両の小型化等も含めて検討していく。

### 2.1.11 中学生へのバス利用促進

- 路線バスの一部区間を中学生のスクールバスとして活用することにより、利用の習慣をつけ、高校進学後も路線バスを利用してもらうことを目指す。(継続)

## 2.1.12 誰もが分かりやすい公共交通マップの作成

○誰もが分かりやすい時刻表や路線図の作成を行い、全戸配布を行う。また、時刻表を持ち運ぶ際に、利用者自身がよく使う路線と時刻を書き込めるMy時刻表を作成して時刻表に含める。

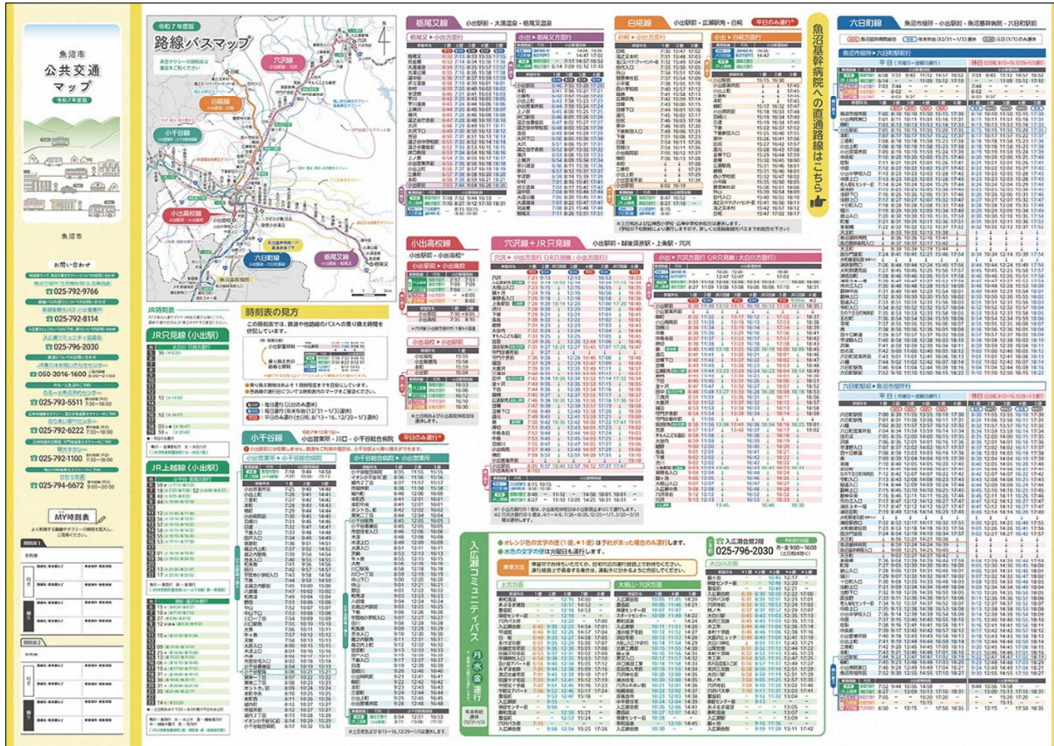


図 魚沼市公共交通マップ

マイ  
**MY時刻表**

よく利用する路線やタクシーの時刻を記入し、  
ご活用ください。

時刻表 1	
目的地	
<b>行き</b>	路線名・乗車便など      乗車場所・乗車時刻
	路線名・乗車便など      乗車場所・乗車時刻
<b>帰り</b>	路線名・乗車便など      乗車場所・乗車時刻
	路線名・乗車便など      乗車場所・乗車時刻

図 My 時刻表（魚沼市公共交通マップ内に掲載）

## 2.1.13 乗合タクシーの乗り方説明会の開催

- 2 講座（便利でお得「乗合タクシー」と運転免許証自主返納、～公共交通の新しいカタチ～呼ぶと・来ると・のるーと魚沼）をこれまでに実施しており、今後も継続して実施する。



図 乗り方説明会の様子

## 2.1.14 公共交通利用機会の創出

- 乗合タクシー無料月間（例年7月）を設定し、普段公共交通を利用していない方に対しての公共交通利用機会の創出を行う。
- 上記と併せて、無料デー参加者に後日の公共交通利用時のインセンティブを与えるなど、無料期間以降の利用が続くような取組みを行う。

### 魚沼市乗合タクシー 無料!

# 利用促進月間

令和6年  
7月1日(月)～  
7月31日(水)



- ◆ 運行日時など詳しいことは、「魚沼市乗合タクシー時刻表」をご覧ください。
- ◆ ご利用の際は、運行するタクシー会社へ事前に電話予約してください。（小出まちなか循環線を除く。）
- ◆ 予約制のため、乗車定員を超えた場合は乗車できません。

運行区域	予約先電話番号
小出地域乗合タクシー	
湯之谷地域乗合タクシー	☎ 792-6222
広神地域乗合タクシー	
堀之内地域乗合タクシー	☎ 794-6672
守門地域乗合タクシー	
広神地域内定期便	☎ 792-1100
小出まちなか循環線	予約不要

**【予約方法（例）】**

**（お客様）**  
○月○日に、小出地域乗合タクシー南行きを、○時○分の○便で、「横町バス停」から「市役所」までお願いします。

**（運行者）**  
○時○分発の○便で「横町バス停」に向かいますので、お待ちください。

乗合タクシーで小出市街地へ移動できます。

★JR 小出站、市役所本庁舎、小出病院、原信小出東店、ウオロク魚沼店など、市内各地から小出市街地への移動が可能です。



路線はルート上で自由

<問い合わせ先>

魚沼市役所  
市民福祉部  
生活環境課  
交通対策係

☎792-9766

※小出まちなか循環線

図 魚沼市乗合タクシー利用促進月間

### 2.1.15 運転免許返納者への公共交通利用券の交付

- 運転免許返納者に対する乗合タクシー等共通回数券（※）の交付を継続して行い、運転免許返納を促すとともに、返納後の公共交通の利用機会を作ること
- ※路線バス、タクシー、乗合タクシーで使用可能
- 乗合タクシー等共通回数券の交付後も継続して公共交通を使用してもらえるように、回数券（2000円で2200円分）の販売を行っており、今後も継続をしていく。
- また、運転免許返納を迷われている方に対しても、前述の「公共交通利用機会の創出」の取組等に参加してもらうことで、公共交通の体験をしてもらい運転免許返納を促す。

### 2.1.16 高齢者福祉タクシー利用券・障がい者福祉タクシー利用券の交付（継続）

- 介護予防・生きがい活動支援事業への参加、医療機関等への送迎や買い物等、広い用途で利用できるよう、利用条件を満たす65歳以上の方への高齢者福祉タクシー利用券の交付を継続して実施する。
- また、障がい者の方の移動支援としての障がい者福祉タクシー利用券の交付についても継続して実施する。

### 2.1.17 尾瀬エリアへのアクセス路線の利用促進

- 公共交通によるアクセス方法を分かりやすくパンフレット等に整理し、観光協会ホームページ等で公開することにより利用促進を図る（継続）。
- 浦佐～大湯～栃尾又温泉～銀山平～奥只見ダム線については、観光利用が多い路線であるが、利用者数は少なく、また、運賃が低廉のため、協議運賃による運賃見直しも検討する。
- 奥只見遊覧船と会津バス（予約乗合バス）のセット券である「尾瀬パス」に当該路線もセットにする等、利用者にとっても購入がしやすいよう工夫を行う。



図 尾瀬パス

出典：魚沼市観光オフィシャルサイト

### 2.1.18 キャッシュレス決済等の導入

- 観光客が多い浦佐～大湯～栃尾又温泉～銀山平～奥只見ダム線については、観光客の利便性を高めるため、キャッシュレス決済の導入を検討する。
- また、アンケート結果から特に高校生からキャッシュレス決済等の導入を求める声が多かったことから、市内の路線バス等についてもキャッシュレス決済の導入を検討する。

別紙

令和7年9月 日

(名称) 魚沼市地域公共交通協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市は、平成16年の市政施行以来、人口減少に歯止めが掛からず、少子化やマイカーに依存した生活形態の普及により、公共交通機関の利用者は年々減少傾向にある。

これまで、乗合バス事業者の内部補助により乗合事業を継続することができていたが、収支状況の悪化や乗務員の高齢化、運転手不足等の影響により、路線の廃止や縮小が加速するなど、バス事業を取り巻く環境は厳しさを増している。

本市のバス路線系統は、長岡市へと通じるJR上越線と、市の北部地域(守門、入広瀬地域)を結ぶJR只見線の小出駅を交通結節点にして、市街地と周辺地域のほか、市外の生活圏域を結んでいる。

特に、地域間幹線系統バス路線については、市民の通勤・通学、買い物や高度医療機関への通院等、日常生活における移動だけでなく、観光、ビジネス等多様な移動を担っており、鉄道や他の路線バスと接続するなど、公共交通ネットワークを構築する上で欠かすことのできない重要な役割を担っている。

一方で、運賃収入だけでは路線の維持が困難であることから、市が維持する地域内フィーダー系統である乗合タクシーとの接続などにより、利便性の高い、効果的、効率的な公共交通ネットワークを確保することを目的に、広域的・幹線的なバス路線について、地域間幹線系統確保維持事業を実施している。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

市内の広域的・幹線的生活交通路線について、向こう3か年の間、運行を継続し、利用者の利便性を維持することを目標とする。

目標達成の指標として、補助対象系統の輸送人員について、前年比100パーセント以上を維持することとし、毎年度達成状況の検証を行う。

### (2) 事業の効果

市内の広域的・幹線的生活交通路線の確保維持を行うことにより、通学や通院など、地域住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、地域間幹線系統と地域内フィーダー系統のネットワークが連携することで、効果的、効率的な運行体系が実現できる。さらには、住民の社会参加の促進や外出機会の創出につながり、地域の活性化や健康寿命延伸にもつながることが期待できる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間幹線と、地域内フィーダーの乗降場所を統一</li> <li>・地域間幹線と、地域内フィーダーの乗継ダイヤの設定</li> <li>・車両見学会・試乗体験会など市民イベントと連携した需要喚起</li> </ul> <p>上記取組について、魚沼市と事業者が連携を図りながら実施する。</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者乗降調査データを基にした定期調査</li> <li>・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等）</li> <li>・住民ヒアリング（関係機関、福祉団体等）</li> </ul>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表3」を添付</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>「別紙 生産性向上の取組」のとおり</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>

該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

令和 3 年 1 月 13 日 (第 33 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 3 年 2 月 22 日 (第 34 回)	令和 3 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 3 年 6 月 28 日 (第 35 回)	令和 4 年度事業計画について協議し合意
令和 3 年 8 月 27 日 (第 36 回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 3 年 12 月 20 日 (第 37 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
令和 4 年 2 月 22 日 (第 38 回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 4 年 6 月 27 日 (第 39 回)	令和 5 年度事業計画について協議し合意
令和 4 年 8 月 17 日 (第 40 回)	自家用有償旅客運送の更新登録申請について協議し合意
令和 4 年 12 月 23 日 (第 41 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 5 年 2 月 20 日 (第 42 回)	令和 5 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 5 年 6 月 28 日 (第 43 回)	令和 6 年度事業計画について協議し合意
令和 6 年 1 月 12 日 (第 44 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 6 年 2 月 21 日 (第 45 回)	令和 6 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 6 年 4 月 30 日 (第 46 回)	魚沼市地域公共交通計画の修正について協議し合意
令和 6 年 6 月 26 日 (第 47 回)	令和 7 年度事業計画について協議し合意
令和 6 年 9 月 24 日 (第 48 回)	運賃協議分科会の設置について協議し合意
令和 6 年 11 月 27 日 (第 49 回)	A I オンデマンド交通実証運行計画について協議し合意
令和 6 年 12 月 16 日 (運賃協議)	A I オンデマンド交通実証運行の運賃を協議し合意
令和 6 年 12 月 25 日 (第 50 回)	A I オンデマンド交通実証運行開始について
令和 7 年 1 月 7 日 (第 51 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 7 年 2 月 25 日 (第 52 回)	令和 7 年度地域間幹線系統の計画別紙変更を協議し合意
令和 7 年 3 月 27 日 (第 53 回)	令和 7 年度事業計画について協議し合意
令和 7 年 6 月 26 日 (第 54 回)	令和 8 年度事業計画について協議し合意
令和 7 年 9 月 16 日 (第 55 回)	令和 8 年度地域間幹線系統の計画別紙変更を協議し合意 (予定)

## 19. 利用者等の意見の反映状況

バスの利用状況や利用者の行動データを分析し、利用者の移動ニーズや問題点の把握に努めている。

また、市民やバス利用者からアンケートを取ったり、市民団体等と意見交換を行うとともに、地元のコミュニティ等と連携し、利用者の意見を間接的に収集することにより、市民の共感を得ながら、事業者及び沿線自治体と協調した枠組みの中で、地域間幹線の維持・確保に取り組んでいる。

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県魚沼市小出島 910

(所 属) 魚沼市市民福祉部生活環境課

(氏 名) 櫻井 明広

(電 話) 025-792-9766

(e-mail) kankyo@city.uonuma.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
魚沼市	南越後観光バス(株)	(1) 六日町～小出	1,758.5	
	南越後観光バス(株)	(5) 小千谷～小出	365.5	
合 計			2,124.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)



3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

(1) 系統概要

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 ( ) ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 (全体キロ)		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他系統との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ		
				起点	主な経由地	終点				往	オ									
羽越	ME1		六日町～小出	六日町駅前	高沼基幹病院前 新園道小出駅	魚沼市役所前	365	日	2053.0 (5.6)	回	3.3	18.4人	往 27.4km (平均) 復 27.7km 27.5km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0.000	往 0.0km (平均) 復 16.8km 16.6km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0.000	0.000	39.636
羽越	ME5		小千谷～小出	小千谷総合病院	川口	小出営業所前	238	日	714.0 (3.0)	回	2.7	8.1人	往 25.0km 復 25.0km 25.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	0.000	往 0.0km 復 14.5km 14.5km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	0.000	0.000	42.000
合計			2系統										往 52.4km 復 52.7km 52.5km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km		往 31.0km 復 31.3km 31.1km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km			

合計シート の申請 番号	全体キロに 対する市町村 内のキロ
ME1	往復 10.9
ME5	往復 10.5

(2) 補助対象経費の算定

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)+チ)÷チ=ヲ	計画乗車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	(d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間								
							経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=e					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f
羽越	ME1		39.636%	113,192.4km	36,816,960 円	97円.76銭	14,551,895 円	137,314.2 km	105円.97銭	11,064,859 円	130,573.5 km	84円.74銭	12,240,170 円	119,310.6 km	102円.59銭	11,065,689 円	25,751,271 円	16,567,632 円	16,567,632 円
羽越	ME5		42.000%	35,700.0km	11,611,782 円	84円.43銭	9,804,174 円	96,900.0 km	101円.17銭	6,192,467 円	84,250.0 km	73円.50銭	5,169,514 円	65,750.0 km	78円.62銭	3,014,151 円	8,597,631 円	5,225,301 円	5,225,301 円
合計				148,892.4km	48,428,742 円		24,358,835 円	234,220.2km		17,257,378 円	214,823.5km		17,409,684 円	185,060.6km		14,079,840 円	34,348,902 円	21,792,933 円	21,792,933 円

合計シート の申請 番号	
ME1	
ME5	

(3) 負担者及び負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	のうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ソ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	ME1		6,566,746 円	6,566,746 円	3,517,899 円	3,517千円	1,758.5千円	25,751,271 円	23,992,771 円	1,758,500 円	7.3%	3,640,027 円	15.2%	15,544,497 円	64.8%	3,049,747 円	12.7%	国、県、南魚沼市
羽越	ME5		2,194,626 円	2,194,626 円	731,542 円	731千円	365.5千円	8,597,631 円	8,232,131 円	365,500 円	4.4%	1,416,379 円	17.2%	4,986,626 円	60.6%	1,463,626 円	17.8%	国、県
合計			8,761,372 円	8,761,372 円	4,249,441 円	4,248千円	2,124千円	34,348,902 円	32,224,902 円	2,124,000 円	6.6%	5,056,406 円	15.7%	20,531,123 円	406.0%	4,513,373 円	14.0%	

合計シート の申請 番号	
ME1	
ME5	

全体キロに 対する市町村 内のキロ割合
39.636%
42.000%

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めると。
4. 補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
21. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。  
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

事業者名	南越後観光バス株式会社	
運行計画担当部門	<small>(担当部門の名称)</small> 乗合営業部	<small>(責任者役職・氏名)</small> 部長代理 武藤 文昭
補助金担当部門	<small>(担当部門の名称)</small> 乗合営業部乗合バス課	<small>(責任者役職・氏名)</small> 課長 関 正太

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和6年度)

申請 番号	運 行 系統名	運行系統					年間輸送実績					経常収益			経常費用 1系統当り 経常費用 (円)	平均乗車密度算定				市町村に よる回数 券購入等 の有無	備 考
		起 点	主 な 経 由 地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人・回)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キ ロ 口 (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)		運賃改定前 の平均乗車率×日数	適用 の平均乗車率×日数	運賃改定後 適用 の平均乗車率×日数	平均 率 (F) (円)		
第1号	六日町～小出	六日町駅前	魚沼基幹病院 新潟通・小出駅	魚沼市役所前	27.3	5.8	17,061	9.2	156,960.5	4,790,481	47,289.9	37,058	23,975	4,851,514	16,178,837		29.98	3.3	19.1	有・無	
第5号	小千谷～小出線	小千谷総合病院	川口	小出営業所前	25.0	4.6	10,168	7.3	74,227.9	2,143,882	27,615.0	16,584	10,730	2,171,196	9,447,644		28.15	2.7	12.4	有・無	
合計					52.3		27,229		231,188	6,934,363	74,904.9	53,642	34,705	7,022,710	25,626,481						

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均乗車率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。